環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十四号

環境影響評価法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の一部の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第二十七条　法第五十二条の政令で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の表第三十二条第一項、第五十五条第一項及び附則第四条第一項の項中「第五十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同表第五十三条第一項第十号及び附則第二条第一項第八号の項中「第五十三条第一項第十号」を「第五十四条第一項第十号」に改め、同表第五十四条第一項及び第三項の項中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附　則

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

条　約

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十一号

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「千九百七十八年のＳＴＣＷ条約」という。）に留意し、

合意により漁船に雇い入れられる乗組員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を更に増進すること並びに海洋環境の保護を更に促進することを希望し、

漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「この条約」という。）の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条　一般的義務

1　締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

2　締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第二条　定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1.1　「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

1.2　「主管庁」とは、漁船の旗国である締約国の政府をいう。

1.3　「証明書」とは、名称のいかんを問わず、この条約の規定に従って発給され、又は承認される有効な文書であって、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。

1.4　「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。

1.5　「機関」とは、国際海事機関をいう。

1.6　「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

1.7　「漁船」とは、魚類その他の海洋生物資源を採捕するために商業的に使用する船舶をいう。

1.8　「海上航行漁船」とは、漁船のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する漁船以外のものをいう。

第三条　適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用する。

第四条　情報の送付

各締約国は、次の情報を事務局長に送付する。

1.1　この条約を十分かつ完全に実施するためにとった措置に関する報告（この条約の定めるところにより発給される証明書の見本を含む。）

1.2　附属書第一―五規則に規定するその他の情報

第五条　他の条約及び解釈

1　漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であって締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

1.1　この条約が適用されない漁船員

1.2　この条約が適用される漁船員に係る事項であってこの条約に明文の規定がないもの